

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整)(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米系企業 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43429

外務省(産業経済部)その他各省協議

極秘
無期限
非公開

アメリカ局長
参事官
北米一課長

沖中
フビ
年給課長

年給課長
参事官
年給課長

10月31日北米局長へ10月31日返国二週長へ
10月31日北米局長へ10月31日返国二週長へ
10月31日北米局長へ10月31日返国二週長へ

沖縄返還の際の外資の取り扱いに関
する外資審議会幹事会の討議の概要
について

44.10.31

茶規

外資審議会幹事会は10月31日午後各省関係課長、

担当官の出席の下に大蔵省で開催され、本省から米北一

国機二及び茶規参事官が出席したところ、討議の

概要は別紙メモの通り。なお、同討議中気付きの

点下記の通り。

記

1. 沖縄返還に際し、現在迄に既に同地に進出して

いる外国資本の既得権尊重の主張が提起されることか

予想されるばかりでなく、総理訪米後、現実の返還迄の

期間には、いわゆる「駆け込み」が予想されるので、これら

外国資本の要求を如何に扱うかの点につき幹事会と

して早急にコンセンサスを確立すべきであり、場合に

よては、これを外資審議会(秘密会も可能)に諮る上、

総理訪米の際の共同声明に、この点を盛り込む

ことと考へるべきだとの提案が、主催者側の大蔵省

担当課長により行なわれた。そこで、当方より、従来の

(注説明)

慣例から一般論として云えば、この種の訪問の際の

共同声明の案文は相当前迄に両国政府間で打ち合

せ、準備するものであるから、本件を共同声明の組み入れる

ことには、^{時間}手続的に問題があるのではないかとの感

触を述べておいた。

又、いわゆる「駆け込み」を警戒する気運は各省とも

極めて強く、特にこの突っさ、駆け込みは認めず

との趣旨を共同声明に盛り込んで如何との意見

も、一部の出席者より披瀝されたので、当方より、仮

に駆け込みを認めずとの趣旨をこの時突っさについて

日米間で確認しようとする場合は、既に進出している

ものの既得権は尊重するとの趣旨を確認すること

米側は当然要求するものと思われること、これを

コミットすることは、今後の返還協定交渉に於いて

わが方の手足を無用に縛る結果となり、交渉が

極めて困難を及ぼす恐れありとの感触を述べ

ておいた。

内の事?

想定内容 (大蔵省原案)

返還時の

(内) 沖縄における外資系企業を返還後どの
ように取り扱いか

(答) 沖縄における外資系企業については返還
後所与の法律上の手続及び調整措置のう
ちでその事業活動を認めるとなるものが具体的
には、わが国の資本自由化のレベルにあわせる
かたちで調整してまいらう。

なお、この調整措置は日米双方所得の
いくさう円滑に進めるためにも今後進出
する外資系企業について返還時に摩擦を生じ
させないという観点に立ち、返還時の方向
あるかいは日本側において、各々の調整措置を
講じるように検討してまいらう。

秘 無期限 報の内 帝

アメリカ局長
論事官
北米第一課長

条約局長
論事官
法規課長

沖縄返還の際の外資の取扱いは
外資審議会幹事会の討議の概要に
つらう。

(その二)

昭44.11.7.

各現

先日の会合のメモに基づき各省の提出物

をその基礎に、大蔵省の討議資料用に別添の

メモが配布され、^{討議の結果}各幹事会のコンセンサスとして下記

の案が了承され(母体的案文は明日中に大蔵省が配布)

更に外資法の観念のらみれ、総務訪米に際しての想定

内容につき、下記のとおり、了承され、各省の、月曜日に

にコメンタリーを寄せることになった。

記.

1. 沖縄における外資系企業の取扱いについて.

1.) 現に適法に進出している企業について.

イ.) 所定の法律上の手続及び調整措置を講じた上で外資法の認可を行なう。この場合、沖縄と事業活動区域に限定するものについては、自衛認可の手続を考慮し、日本に進出しようとするものについては、個別審査の手続による。

ロ.) 外資法以外に、国内業法のある業種については、その法律に基づいて現に本土において措置を講じている政策に従うことを条件として、外資法の認可を与える。

2.) おくりの企業について.

新規の申請を行わせる。

3.) 今後進出する企業について.

イ.) 適当な機関あるいはチャネルを通じて、今後(時英については、共同コミニテ又はその他の文書送付の日)の沖縄への外資系企業進出問題について琉球政府及び日本政府の等質上の意見打診を行なうルートを確認させる。

ロ.) 1.)の了解に基づき、³⁰定期時英以後の外資系企業の進出について、米民政務局は単独で案件を処理し、このことについての合意を交わしておく。

2. 総理訪米に際しての想定回答.

{問} 沖縄における外資系企業については、返還後どのように取扱うつもりか。

{答} 沖縄における外資系企業については返還後、所定の法律上の手続及び調整措置を講じた上でその事業活動を認めることを行なうが、具体的には、わが国の資本自由化のテンポに合わせて調整していく。なお、この調整措置を日米双方納得のいくよう円滑に進めるため、及び今後(日本本土に進出する

注2
 ことと目的として) 新入に沖縄に進出する外資系
 会社について、返還時に摩擦を生じないようにと
 いう観点に立って返還時までの間、予め日米間に
 おいて何らかの調整措置を講じようという検討した
 ことらしい。

注1. 大蔵省が、共同コシヤの進出に際しては、外資
 系御多量に組合はと、ミカドに託してあり、
 1) 審議会の承認が必要というが、国内の競争に勝つ
 ことには、競争力の問題を共同コシヤに委ねられ、
 圧力は、審議会の承認、盛らる、場合、も何らかの
 支援は出は不可避の情勢にあり、その旨を
 発言、か、各系現、指系、

注2. ()内は、沖縄経済側、日米政府間の
 企業保護の点と考えて、と、は、及、瑞、を、保、護、の、機、構、
 あり、と、感、触、を、前、提、と、し、

上記
 3. 1) についての問題点

上記1) について、^{10月} 基本的には、これが外資審議会
 外務省

幹事会の terms of reference 内での一応の結論にすぎず、
 政府全体としては更に国内業協上の諸規制、制限業種、
 貿易規制等の観点から問題点を詳細に、つめとられ、^{全般的} 総合的

と出し供等、という案がある。(例として、農林省は特に米、小麦
 認めざるの態度と出、たが、米、乳、製、糖、肉、類、に、つ、い、て、

輸入制限があるが、乳業系は企業は、小、の、規、制、と、受、け、

漁業と漁業関係は、こと、を、別、然、の、前、提、と、し、外、資、協、上、の
 (建設は、不、動、産、に、つ、い、て、認、め、ら、れ、る、特、定、的、の、何、れ、か、の、地、所、有、権、の、
 大、小、の、地、所、有、権、の、規、制、と、し、て、の、特、定、的、と、し、て、お、り、

問題点には、た、り、さ、ら、に、上、述、の、結、論、と、お、り、と、し、て、お、り、海、産、

石油については、運輸省、漁業省は、別、途、の、考、慮、が、必、要、と、

あり、と、し、て、お、り、)

尚、沖縄の、と、平、島、諸、島、に、お、き、と、し、て、の、条、件、と
 外務省

6.

付着のことについては、イ) 有効な規制を履行している
 かどうか、ロ) 外資法上かかる条件と付しているか、付している
 こと、以国民待遇違反に陥るかどうかの問題が指摘
 される。イ) については、大蔵省が、違反については罰金を課す
 ものの許可を取消す(証券の場合)という制裁は
 とりうるが、実効性に疑問を呈し、証券銘柄の規制
 は争点と困難、等の問題が挙げられ、ロ) については、
 当方が一般的にかかる条件が NT 違反に陥るかどうかと説明
 するの困難があるから、沖縄返還時の特殊な調整
 のための暫定措置であるとして説明が他の方からとの
 接触を述べた。

7.

4. 上記 3. についての問題点。
 想定回答は一般的に「形」を動かしているが、これは
 外資審議会幹事会との terms of reference の枠を
 出さずの議論の体系。最終的に 総理決裁で済む
 ところが、審議院の議論が、外資法の関係
 についてはこのままに「欲しい」ところをこの場で
 (即ち総理にブリーフする) 固めおくという意味の枠で済む。これをどう扱うかは
 各派の判断に委ねられる。
 全般的見地からの既得権問題については、先延
 AM 審議会の情報情報の通りであるが、最終的に
 外務省が交渉の権限を行使するに陥るかどうかを

と云ふ。外務省については上記のライン上には、答書法

の如く、要約の特殊問題については、先ず外務省に

意向を反映しておく必要があり、何か時間が逼迫

しているならば、この場では、この地位、結構にする。

以上を以て、為す。一般論として、外務省として

は、以上の様な折衝を受けることは、否定的である。答書の

横断を以て、実質的のコミットメントを得る立場には

否定的である。旨の感觸を述べた。 (特に通商

交渉、この場での交渉の点で欲しいと述べた。)

沖縄における外資系企業の取扱について

(11.17)
口金外資

1. 現に通法に進出している企業について

(1). 外資法の認可を受けたものとして、特に制限をす

ることなく認める(農林)。

(業種的に内地に進出するものは
考慮される)

(2). 沖縄の区域内における営業については外資法の認可を受けたものとして扱う。但し、本土に進出

する場合には別途認可又は許可をとらせることとする(大蔵、厚生、運輸、建設、郵政)。

(注: 技術的には、返還時に営業活動の範囲を沖縄に限定し、その他に進出する場合は事前

に主務大臣の承認をとらせることを定例条件とした自動認可制を考へればよいから)

(3). 但し、海運については、現状をそのまま認めることは、日米通商航海条約など内国民待遇

技術的に進出する
外資法の認可を受け
たものとして扱う
所定の特典を享受し
ない
技術的に進出する
外資法の認可を受け
たものとして扱う
所定の特典を享受し
ない
技術的に進出する
外資法の認可を受け
たものとして扱う
所定の特典を享受し
ない

を留保している沿岸航行を是認する結果となるので全面的に再審査することはない(運輸)。

また、石油産業については、わが国の石油政策とマッチしないような外資の専業活動は認めら

れない(通産)。

更に、証券業については、自由化のテンポに合せ

て専業活動を認めたい(大蔵)。

2. 現に進出しているが沖縄の外資関係法令の許可等を得ていない所謂もどりの外資系企業について

(1). 外資法の認可を受けたものとして扱わず、すべて新規の申請として処理する(厚生、建設)。

(2). 特に意見はない(農林、通産、運輸、郵政)。

3. 今後(共同コミュニケ後とするか、その他適当な時期を起算点とするか)沖縄に進出する外資系企業について

1983 2.1
石油外資係数
50%
沿岸航行

(イ). 上記1の(ロ)と同じに扱う (運輸, 郵政)。

(ロ). 何らかの規制方法を検討すべきである。
(大蔵, 農林, 通産, 建設)。

具体案としては、返還時に改めて外資法のスクリーン
にかけることを原則とし、返還までの間

i). 米民政府又は琉球政府との間に処理機関
を設け、外資の申請については、この処理機関を通

じ意見を出すこととする (厚生, 通産)。

ii). 共同コミュニケの中で、今後進出する外資について
は、既得権は必ずしも認められない旨を明らか

にし、上記 i) の処理機関の設置をうたうこととする。

iii). 同時に、日本の外資法とベースを合せるため、
布令 11号を廃止するよう働きかける (通産)。

4. 佐藤・ニクソン会談での本向題の扱い

(イ). 共同コミュニケに登載させる。

(ロ). 共同コミュニケに登載させるほどの必要はないが、
会談に備え想定回答を用意する (厚生, 通産, 郵政)。

(ハ). 特に意見はない (農林, 運輸)。

外資新事業ナリバー (長官経済部会)	
公取番	○
経産省	○
科技省	○
外務省	○
土農省	○
厚生省	
労務省	○
通商省	○
運輸省	○
郵政省	○
建設省	○
日本銀行	
	自治省
(13)	内閣法制局 " 幕僚室
	(14)
	(14)

極秘

沖繩の外資系企業に関する外資法
上の取扱方針(案)

44. 11. 10.
外資新事業

10/11の
外資新事業
委員会の
審議の
由

一、既に沖繩に進出して居る外資系企業については、出来る限り本土にありてとらわれて居る措置と同様の状態で外資法上の法的地位を認めるとする原則で臨むこととする。

- すなわち、
1. 自由化業種については、返還時における自由化段階に即して取り扱う。
 2. 沖繩返還の共同コミニケイ条約後、出来るだけ速やかに行政指導等を行い、返還時における本土における同業種の外資系企業に対する政策と齟齬を来たさぬよう措置する。(この場合、各業種に基いて許認可又は各行政官省の政策方針による行

政指導が前面に出ることを望み、外資法はこれに追随する方針で臨むこととする)

3. 沖縄には外国為替管理がなつたので事実

上進出した企業とあっては、所謂「米国の外資系企業」については、平前の行政指導

は不可能に近いので、逐逐時において一括処理するものとする。(この場合、経済上重要な問題が生ずるおそれのあるものは、

臨むこととする) 一定期間

間を限り出来るだけ簡便な方法により認可処分を行い、この措置にのりかゝる

は今後一切対外送金に認められる方針で臨むものとする)

二、今後(逐逐の共同エミエを發出後)沖縄に進出しようとする外資系企業については、

逐逐時までの間次により調整措置を講ずることの方針で臨むこととする

1. 先ず外交チャンネルを通じて、布告11号に基いて米民政府の領有の認可権を奨励し、

の日米間の合意を成立させることとする。

2. 取りあふ、適当な機関を通じてチャンネルを通じて、この時以後の沖縄への外資系

企業の進出については、平前と日本政府と琉球政府の協議により処理することとする。

る。

三、技術援助契約、貸付金債権、支店、タカチ

等についても、実績に依り上記の趣旨に則して処理するものとする。